

## とちぎ地域防災アドバイザー育成及び活用等実施要領

### (目的)

第1条 自主防災組織等で中核的な役割を担う人材を確保するため、防災士の資格を有する、とちぎ地域防災アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の育成、活用を行い、地域防災力の強化を図ることを目的とする。

### (アドバイザーの要件)

第2条 アドバイザーは、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 本県が令和元(2019)及び3(2021)年度に実施したとちぎ地域防災アドバイザー防災士養成講座を受講し、日本防災士機構の防災士認証登録を受けた者
- (2) 県内市町が実施する防災士養成講座を受講し、日本防災士機構の防災士認証登録を受けた者の内、県が主催するアドバイザー連絡会議に参加した実績がある者
- (3) 県内市町から助成等を受けて防災士養成講座を受講し、日本防災士機構の防災士認証登録を受けた者の内、県が主催するアドバイザー連絡会議に参加した実績がある者
- (4) その他県が特に認めた者

### (アドバイザーの登録)

第3条 県は、次のいずれかの要件を満たす者をアドバイザーとして登録する。

- (1) 前条第1号に該当する者の場合、市町経由で防災士認証登録を受けた旨を県に報告した者
- (2) 前条第2号及び第3号に該当する者の場合、「とちぎ地域防災アドバイザー登録申請書兼連絡会議参加申込書」（別記様式1）を市町経由で県に提出し、アドバイザー連絡会議に参加した者

2 県は、アドバイザーとして登録された者に、認定証（別記様式2）を交付する。

### (アドバイザー名簿)

第4条 県は、登録したアドバイザーの名簿を作成し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 養成講座の受講年度及びアドバイザー登録年月日
- (2) 氏名、住所、生年月日、電話番号及びメールアドレス
- (3) 県及び市町等からの依頼に基づく活動状況

2 県は、前項で作成した名簿を市町に提供するものとする。

3 アドバイザーは、第1項第2号に定める事項に変更があったときは、市町を経由して「とちぎ地域防災アドバイザー変更等申請書」（別記様式3）を提出し、県は変更内容を名簿に登録するものとする。

4 アドバイザーは、心身の故障等により活動が困難になったときは、市町を経由して「と

ちぎ地域防災アドバイザー変更等申請書」(別記様式3)を提出し、県は登録を解除するものとする。

(アドバイザーの活動内容)

第5条 登録されたアドバイザーは、防災士としての防災に関する知見を活かし、地域における防災の専門家として、次の活動等に取り組むものとする。

- (1) 自主防災組織等における防災知識の普及や防災訓練の指導など、自主防災組織等の活性化に資する活動
- (2) 市町等からの依頼に基づく、地区防災計画策定の支援及び地区防災計画に基づく避難訓練の実施等への協力
- (3) 積極的な研修参加等による防災に関する更なる知識の習得や技術の向上
- (4) アドバイザーの相互連携による地域防災のネットワークづくり
- (5) その他地域防災力の向上に資する活動

(アドバイザーの活動報告)

第6条 アドバイザーは前条の活動を行った際は、「とちぎ地域防災アドバイザー活動報告書」(別記様式4)を県に提出するものとする。

(アドバイザーの育成)

第7条 県は、アドバイザーの更なる知識の習得や技術の向上等を目的とした連絡会議を年1回開催することとする。

(アドバイザーの活用)

第8条 県は、市町と協力して、地区防災計画策定支援のほか、地域防災力の強化につながる事業への参加促進等アドバイザーの積極的な活用を図ることとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は令和4(2022)年2月1日から施行する。